

No.	資料名	質問内容	回答
1	契約書・約款（2ページ）（再委託の禁止）	業務仕様書 3 業務対象範囲及び内容(2)資料調査において、弊社社員同行・管理のもと、個人事業主に同定作業を委託することは可能でしょうか。	入札契約は、あらかじめ入札参加資格要件を定め、契約の相手方の履行能力や資力、信用等を勘案して行われることから、原則として再委託を禁止しています。 ご質問の「同定」作業は、当業務の本質的な部分ですから、これを再委託することは認められません。